

平成22年7月16日

子どもを見守り育てるネットワーク推進会議

子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けた行動計画の策定について

いじめや不登校、自殺等といった子どもたちの悩みに対応するため、関係機関や関係団体を構成員として設置した当会議においては、子どもを対象とした相談体制の充実や学校・地域における子どもの居場所づくり等関係機関や地域、関係団体が連携したネットワーク活動の在り方について議論を行った。この度、各構成員からの提案を踏まえ、子どもを見守り育てるネットワーク活動の連携強化を図るための各構成員の総意として、「子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けた行動計画」を策定したところであるが、下記は、「子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けた行動計画」の策定に当たって行われた検討の内容等を記述したものである。

記

1. 子どもをめぐる問題状況

いじめの社会問題化や少年による重大事件の続発、小・中学生の暴力行為の増加等は教育上の大きな課題となっている。

文部科学省では、毎年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施し、暴力行為の発生件数やいじめの認知件数、不登校児童生徒数等について、各都道府県教育委員会等を通じて調査を行っており、児童生徒の問題行動等の実態把握に努めている。

また、児童虐待については、児童相談所における虐待相談の対応件数は年々増加の一途をたどっているほか、重大な児童虐待事件も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっている。

以下は、これら子どもをめぐる問題状況について記述したものである。

(1) 暴力行為

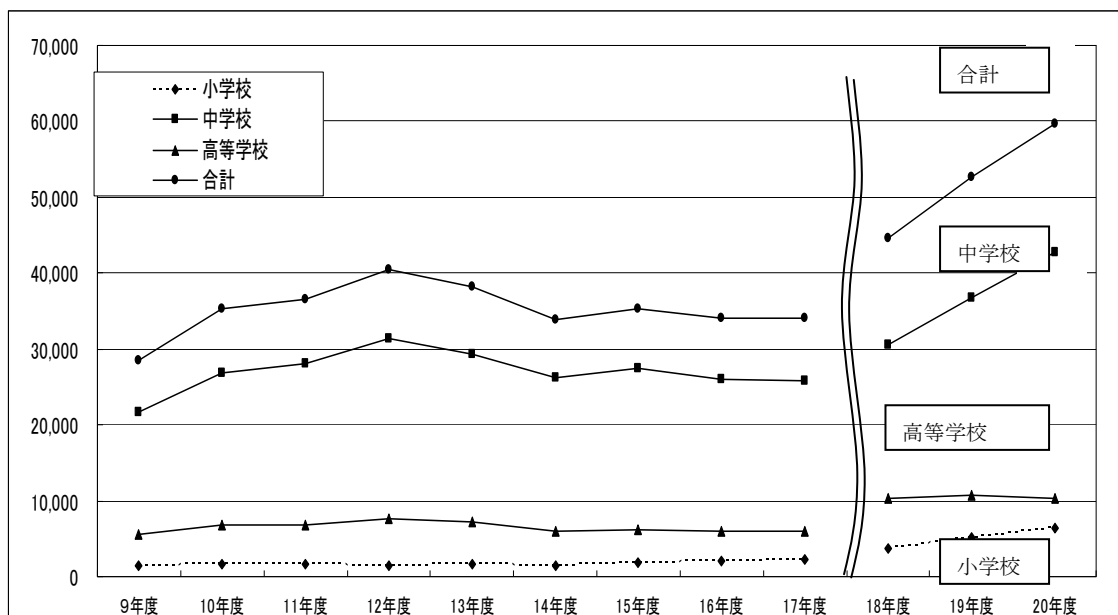
平成20年度において、全国の国・公・私立小・中・高等学校の児童生徒が起こした暴力行為（対教師暴力・生徒間暴力・対人暴力・器物損壊）の発生状況は、小学校 6,484 件、中学校 42,754 件、高等学校 10,380 件の合計 59,618 件で、前年度と比較して約 7,000 件増加（13.0%増加）するとともに、小・中学校においては過去最高の件数となっている。

暴力行為が学校内で発生した学校数は 8,739 校（前年度比 535 校増）で、全学校数に占める割合は 22.6%、暴力行為が学校外で発生した学校数は 3,029 校（前年度比 111 校増）

で、全学校数に占める割合は7.8%と、いずれも前年度より増加している。

また、平成20年度調査より初めて調査した、暴力行為の発生件数のうち当該暴力行為により被害者が病院で治療した場合の件数は、「対教師暴力」で1,806件、「生徒間暴力」で8,329件、「対人暴力」で529件の合計10,664件で、3形態における暴力行為の発生件数に対する割合は25.2%となっている。

○学校内外における暴力行為発生件数の推移



(注) 平成18年度から、国立学校に加え、国・私立学校も調査。

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(2) いじめ

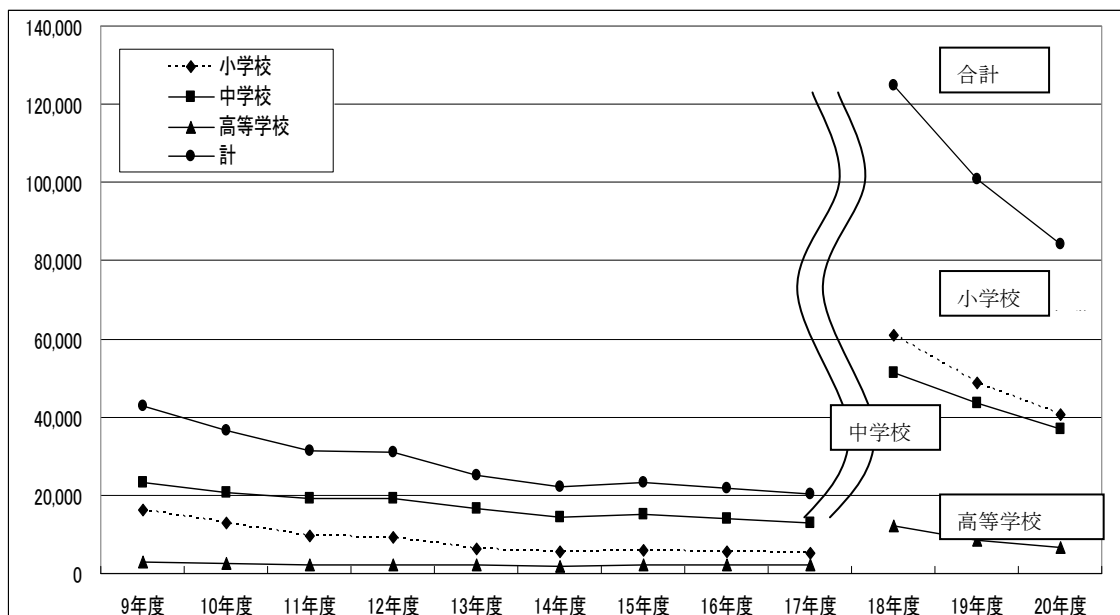
平成20年度間の国・公・私立の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、小学校40,807件、中学校36,795件、高等学校6,737件、特別支援学校309件の合計84,648件で、前年度と比較して約1万6千件の減少となっているが、依然として相当数に上っている。

いじめを認知した学校数の割合は40.0%、いじめを認知していない学校数の割合は59.5%となっている。

いじめの現在の状況で「解消しているもの」の件数の割合は、小学校82.7%、中学校77.0%、特別支援学校82.2%の合計79.8%となっている。

いじめの態様(複数回答可)では、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が、54,272件で、認知件数に占める割合は64.1%と、前年度同様最も多い。なお、平成18年度から調査項目に加えた「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」は4,527件で、認知件数に占める割合は5.3%と、前年度と比較して約23%減少している。

○いじめの認知（発生）件数の推移



(注1) 平成18年度から、公立学校に加え、国・私立学校も調査。

(注2) 平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。

(注3) 平成18年度から、いじめを「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」として調査。

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(3) 不登校

平成20年度間の国・公・私の小・中学校における不登校児童生徒数は、小学校 22,652人、中学校 104,153人の合計 126,805人で、小・中学校を合わせた不登校児童生徒数は、前年度より約 2,000人減少している。不登校児童生徒が在籍する学校数は、小・中学校合わせて 18,943校、学校総数に占める割合は 56.7%で、学校数、割合ともに、前年度よりも減少している。

不登校となったきっかけと考えられる状況では、「その他本人に関わる問題」（極度の不安や緊張、無気力等で他に特に直接のきっかけとなるような事柄が見あたらないもの）が 41.2%で最も多く、次いで、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」（けんか等）の 18.5%、「親子関係をめぐる問題」（親の叱責、親の言葉・態度への反発等）の 11.1%の順に多い。不登校状態が継続している理由では、「不安など情緒的混乱」（登校の医師はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない（できない））が 35.0%で最も多い。

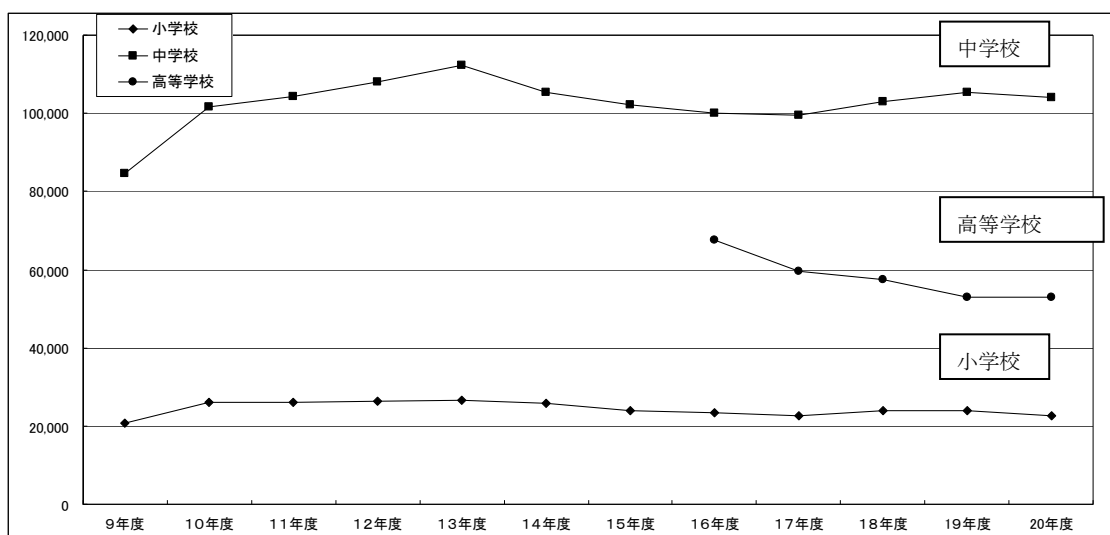
指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒数は小中学校合わせて 38,582人であり、不登校児童生徒に占める割合は 30%を上回っている。

平成20年度間の国・公・私立の高等学校における不登校生徒数は 53,024人で前年度と

ほぼ同じであるが、在籍者に占める割合は1.58%と、前年度より増加している。

不登校となったきっかけと考えられる状況では、「その他本人に関わる問題」が35.6%で最も多く、次いで、「学業の不振」の14.4%、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」の12.9%の順に多い。

○不登校児童生徒数の推移



(注1) 年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないまたはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）をいう。

(注2) 高等学校は、平成16年度から調査

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

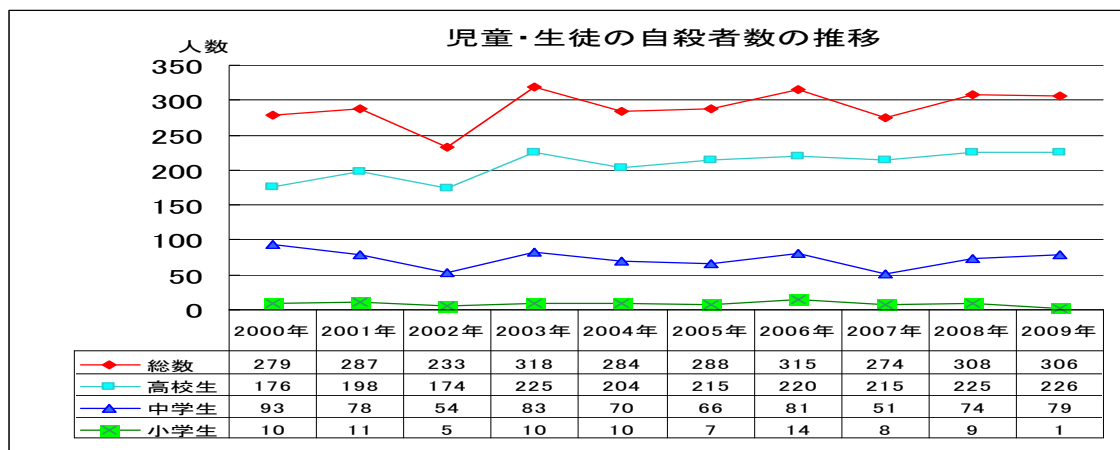
(4) 自殺

警察庁発表の「平成21年中における自殺の概要資料」によれば、平成21年中（1～12月）の小・中高等学校における児童生徒の自殺者数は、306人（小学校1人、中学校79人、高等学校226人、前年度比2人減少）である。

原因・動機別¹に見ると、中学生については学校問題が40人と最も多く、次いで家庭問題が23人となっている。高校生については、学校問題が78人と最も多く、次いで健康問題が67人となっている。

¹ 平成19年に自殺統計原票を改正し、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上することとしたため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数とは一致しない。

○児童生徒の自殺者数の推移



(出典) 警察庁発表の「平成21年中における自殺の概要資料」

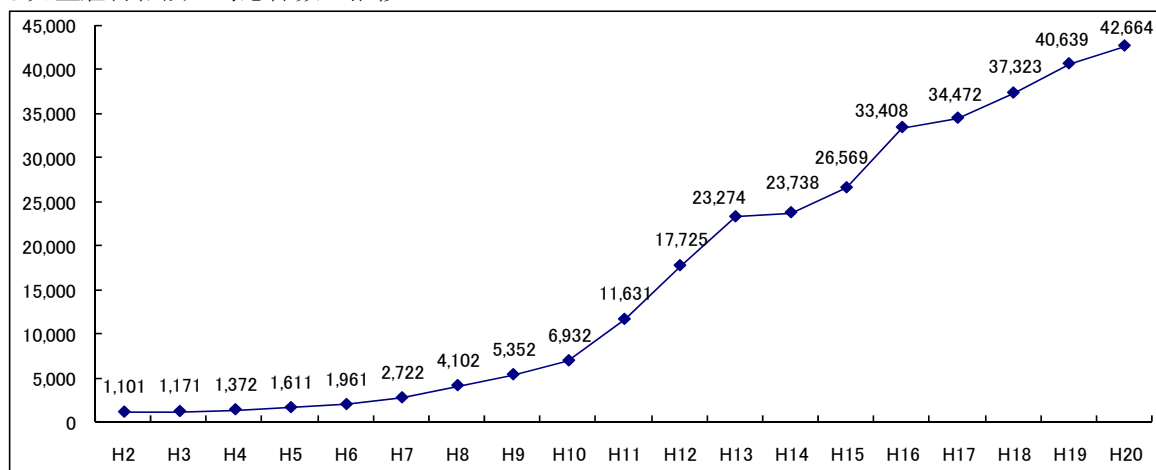
(5) 虐待

平成20年度全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は42,664件で、統計を取り始めた平成2年度と比較して約39倍、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ約3.7倍と年々増加している。

相談対応件数のうち、一時保護は10,869件(25.5%)、施設入所などは4,162件(9.8%)となっている。

また、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果(第5次報告)」(平成19年1月～平成20年3月)によると、児童虐待によって子どもが死亡した件数(心中以外)は73例(人数では78人)である。

○児童虐待相談の対応件数の推移



(出典) 厚生労働省

(6) まとめ

都市化や少子化、情報化などが進展する中で、社会全体で様々な課題が生じるとともに、

子どもたちをめぐる様々な問題は複雑化・多様化している。

こうした問題に対応するため、教育現場においては、問題を抱え込むことなく、地域や外部の関係機関と情報や問題意識の共有を図り、組織的・継続的に連携していくための体制整備をすることが求められている。また、各行政機関においては、子どもたちの抱える問題に対応するため、様々な取組を進めているところであるが、必ずしも、それらが効果的・効率的なネットワークを形成するに至っていない。

以上のように、学校・家庭・地域社会・関係機関・民間団体がより一層連携を強化し、一致協力して問題の解決に当たることが必要な情勢となっている。

2. 行動計画の策定に至る経緯

(1) 事務局による構成員ヒアリング

子どもを見守り育てるネットワーク推進会議を構成する機関・団体が取り組んでいる施策や取組の全体像、連携の現状と問題点を把握し、構成員同士の連携を強化する取組を考える上での検討材料とするため、事務局が各構成員から、下記のとおり、ヒアリングを実施した。なお、希望する構成員は、傍聴可能とした。

2月12日(金)	文部科学省
2月17日(水)	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省
2月23日(火)	全国定時制通信制高等学校長会、全国教育研究所連盟、全国児童相談所長会、全国学童保育連絡協議会、日本臨床心理士会、全国高等学校PTA役員協議会連合会、全国商店街振興組合連合会
3月1日(月)	全国連合小学校長会、全国少年警察ボランティア協会、チャイルドライン支援センター、日本PTA全国協議会、日本弁護士連合会
3月10日(水)	全国高等学校長会、スクールカウンセリング推進協議会、教育支援協会、中央青少年団体連絡協議会、児童健全育成推進財団、日本労働組合連合会
3月16日(火)	全日本中学校長会、全国適応指導教室連絡協議会、全国人権擁護委員会連合会、フリースクール全国ネットワーク、日本フリースクール協会、インターネット協会
6月22日(火)	全国養護教諭連絡協議会
7月2日(金)	日本小児科医会、日本学校歯科医会、全国国公立幼稚園長会

ヒアリングにおいては、①既存の取組の趣旨と概要、②今後のネットワーク活動を強化するために必要な連携向上策を中心に構成員の考え方を確認することに重点を置いて、議論を行った。ヒアリング終了後、議論を踏まえて、各構成員から「施策(取組)の名称」、「施策(取組)概要」、「推進宣言上の分類」、「主な連携先」、「連携の理由」、「連携に当たっての課題」及び「連携向上策」の提出を受け、事務局において、それらを整理し、「子ど

もを見守り育てるネットワーク活動の連携強化についての意向調査結果」（以下、「意向調査結果」という。）として取りまとめ、行動計画策定の基礎資料とすることとした。

【各機関・団体から提出された主な「連携向上策」】

機関・団体	連携向上策
警察庁	関係機関・団体と実質的な連携を図れるよう、情報共有を、その保全に配慮しつつ徹底するとともに、社会に対する情報発信に努める。
法務省	個人情報共有のために必要な手続きを取った上で、相談機関同士で、それぞれが対応する依頼内容、実施方法等について協議し、協力する。
厚生労働省	子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の連携強化を図るなどにより、関係機関の連携向上を図る。
全日本中学校長会	年に3回程度、子どもを見守り育てるネットワーク推進会議を開催し、情報交換や連携・協力体制の強化を図る。
全国適応指導教室連絡協議会	お互いの団体の事務局レベルで情報交換会や意見交換会を開き、子どもを見守り育てるために、どのようにして連携を進め、どんなことで連携ができるのか等について話し合う。
全国児童相談所長会	各関係機関において「児童虐待対策会議（仮称）」等を設置し、「ケースの児童虐待発生リスク要因」を見逃さない仕組みを構築する。
全国学童保育連絡協議会	学校関係者と学童保育関係者の相互の理解と連携を図る機会や小学校校区レベルで、地域の安全対策に関わる関係者が連携・情報共有を図る機会を設ける。
全国人権擁護委員連合会	各校の人権教育担当者与人権擁護委員との情報交換の場を設ける。
全国少年警察ボランティア協会	少年警察ボランティアを学校ごとに担当を決めて、学校と連携を図るほか、子どもに関わるボランティア同士が横で手をつなぐ。
チャイルドライン支援センター	定期的な集まりの中でお互いの信頼関係を構築する。
日本弁護士連合会	どのような組織・団体が、どのような子ども支援活動をしているかがわかるリストが作成されるとよい。
日本BBS連盟	中央レベルでの連携と地域レベルでの連携が補完し合う関係になることが必要である。

各構成員から提案された連携向上策の共通点を取って指摘するならば、行動連携を図る前提として情報連携が、さらに、情報連携を図る前提として連携のための組織的枠組が必要であるという考え方が共通していると理解できる。

(2) 行動計画の策定

ヒアリングの結果、現状においても、社会の各方面で、各構成員の設置目的や活動方針に基づいて、多種多様な取組が展開されていることが確認された。今回のネットワーク活動の意義は、それらを独立した活動のままにせず、有機的に連携した活動とすることによって、活動の効果をより効率的に波及させることにあると考えられる。

そのために必要なこととしては、まず、各構成員が現在実施している取組を分類整理し、子どもを見守り育てるネットワーク活動の全体像を明らかにした上で、各構成員からの提案を踏まえ、子どもを見守り育てるネットワーク活動の連携強化を図るための枠組みづくりを進めることが重要である。

このような考え方に立って、次のとおり、「引き続き取り組む施策」と「連携強化のため今後新たにに取り組む施策」の2つに分けて、「子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けた行動計画」を策定することとし、ヒアリングや意向調査結果を踏まえて事務局が施策を提案し、担当者会議の開催を通じて意見調整を行った。

○ 引き続き取り組む施策

「引き続き取り組む施策」については、各構成員が現在取り組んでいる施策を、推進宣言の5項目に沿って分類した上で、さらに小項目を設けて分類・整理し、今後の連携や社会全体の取組が進みやすくするため、小項目ごとに活動している省庁や団体を明確化した。

○ 連携強化のため今後新たにに取り組む施策

「連携強化のため今後新たにに取り組む施策」については、以下に示すとおり、各構成員から出た提案を、推進宣言の5項目ごとに分類し、「引き続き取り組む施策」と同様に、さらに小項目を設けて分類・整理した。

推進宣言1：子どもが悩みを相談することができるチャンネルを充実する

○ 子どもの悩みを受け止める切れ目のない相談体制の構築

・ 子ども相談機関地域協議会の設置

既存の取組では、各地域における子どもが悩みを相談できるチャンネルとして、様々な機関・団体が相談活動に取り組んでいることが確認された。しかしながら、例えば、そのような相談チャンネルが必ずしも十分知られていなかったり、あるいは、専門外の相談内容であることによって対応に難渋したりしている実態も分かった。相談機関において悩みを受け止めることが第一歩であることにおいて所期の目的は達せられているものの、終局的には悩みの原因の解決がより重要であることは明らかである。そういう趣旨で、複数の構成員から、相談機関の情報連携、行動連携を強化すべきという提案がなされた。

【提案機関・団体】

法務省、全国少年警察ボランティア協会、チャイルドライン支援センター、インターネット協会

これらの提案の趣旨を踏まえると、直接子どもに接して子どもの悩みを受け止めている相談機関が相互に協力し合うことができる組織的枠組を設けることが必要であると考えられる。そのためには、当ネットワーク推進会議のような全国的ネットワークよりは、むしろ、地域単位で、例えば都道府県教育委員会が中心となり、直接子どもに接して子どもの悩みを受け止めている相談機関が一堂に会して情報共有を図り、相談内容に応じて、より適切な専門的相談機関につなげる等の行動連携を図っていくことができるような組織的枠組を整えていくことが望ましく、次の施策に取り組んでいくこととした。

各地域における子ども相談機関相互の情報共有、行動連携の充実を図るため、各地域において「子ども相談機関地域協議会」の設置を推進する。

本施策により、相談活動に取り組む機関・団体が有機的に連携することで、それぞれの機関・団体の長を生かした質の高い相談活動を展開することが期待される。

・ 子ども相談機関マップの作製・周知

各地域における子どもが悩みを相談できるチャンネルとして、様々な機関・団体が相談活動に取り組んでいるところであるが、そのような相談チャンネルが子どもや保護者に十分知られておらず、また、相談機関同士も、どのような団体がどのような相談活動を行っているのか把握していない実態が分かった。そのため、複数の構成員から、相談チャンネルの広報・周知の必要性が提案された。

【提案機関・団体】

法務省、全国人権擁護委員連合会、日本弁護士連合会

これらの提案の趣旨を踏まえると、上記の子ども相談機関地域協議会で協議するなどして、相談チャンネルを対応できる内容ごとに整理した、地域ごとの「子ども相談機関マップ」を地域ごとに作製し、子どもや保護者に配布することによって周知を図るほか、相談活動に取り組んでいる機関・活動が共有することで、子どもの悩みの内容に即した相談機関につなぐことができるようにする取組が必要であると考えられ、次の施策に取り組んでいくこととした。

各相談機関を対応できる相談内容ごとに整理した「子ども相談機関マップ」を地域ごとに作製・周知する。

本施策により、相談者にとって、どこに相談したらいいのかが一目で分かり、相談しやすくなると同時に、相談活動に取り組む機関・団体の有機的な連携が促進されることが期待される。

推進宣言 2：社会全体で子どもを見守る

○ 子どもを見守り育てる団体間の情報共有

・ 本ネットワーク推進会議の活用

各地域において、様々な機関・団体が、様々な分野で子どもを見守り育てる活動をしていることが確認された。しかしながら、どのような機関がどのような活動をしているのかお互いに十分把握しておらず、連携を図りにくい状況も生じていることが分かった。そのため、多くの構成員から、それぞれの機関・団体の活動内容を知り、連携可能な部分で連携していきたいという提案があった。

これらの提案の趣旨を踏まえ、次の施策に取り組んでいくこととした。

本ネットワーク推進会議において、参加団体の活動内容の情報共有を推進する。

本施策により、これまでは認識されていなかった他の機関・団体の活動が周知されるとともに、推進会議を通じて得たネットワークを活かし、同様の取組が単に重複して行われるわけではなく、それぞれの機関・団体の専門性を活かした役割分担に基づき、有機的な連携を図ることができるようになることが期待できる。

・ 児童虐待防止に関する教育と福祉・医療のワーキング・グループの設置

前述のとおり、児童虐待の問題は依然として深刻な問題であり、社会全体で早急に取り組むべき重要な課題である中、学校や市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能しなかった事案も発生している。地域における子どもを見守る様々な主体が児童虐待を発見する可能性があるため、多くの目で児童虐待の早期発見に努め、発見した場合に児童相談所等関係機関に早急につないで適切に対応する必要がある。このような状況を踏まえ、児童虐待を発見しやすい立場にある者が円滑に連携できるよう、複数の構成員から、本ネットワーク推進会議を活用し、関係機関・団体の児童虐待防止に特化した研究作業グループづくりが提案された。

【提案機関・団体】

文部科学省、厚生労働省、全国児童相談所長会

これらの提案の趣旨を踏まえると、児童虐待を発見しやすい立場にある教育と福祉・医療の関係者が、それぞれ果たすべき役割を確認するとともに、関係者間における円滑な連携の在り方等について検討することが必要である。また、厚生労働省及び文部科学省が平成 22 年 3 月に作成した「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づく定期的な情報提供について、フォローアップを行う必要もある。このため、次の施策に取り組んでいくこととした。

児童虐待防止に関する教育と福祉・医療の円滑な連携の在り方等について検討を行うため、本ネットワーク推進会議に児童虐待防止に関する教育と福祉・医療のワーキング・グループを設置する。

本施策により、定期的な情報提供を促し、児童虐待を発見しやすい立場にある関係

機関・団体が有機的に連携し、児童虐待が疑われるケースを眠らせることなく、早急かつ適切に対応することが可能となり、子どもの尊い命を守ると同時に、児童虐待防止に資すると期待する。

○ 各種地域協議会の積極的運営

・ 要保護児童対策地域協議会の機能強化

平成 16 年の児童福祉法の改正により、虐待を受けた児童等に対する市町村の体制強化を固めるため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会」の地方公共団体による設置が努力義務化されたところである。

しかし、児童相談所への児童虐待に関する相談件数は年々増加の一途をたどっているほか、重大な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。その中には、学校や市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能しなかった事案も発生している。このような状況を踏まえ、構成員からは、児童相談所、学校、医療機関等関係機関の情報共有を徹底すべきであるという提案がなされた。

【提案機関・団体】

警察庁、文部科学省、厚生労働省、全国学童保育連絡協議会、全国人権擁護委員連合会

これらの提案の趣旨を踏まえると、全国で現在設置が進んでいる要保護児童対策地域協議会（平成 21 年 4 月現在、92.5%設置）をより一層積極的に活用し、本協議会において、情報共有を関係機関内で強化し、児童虐待を見逃さないようにすることが重要である。推進会議の構成員は、その地域における団体が地域において要保護児童対策協議会に参画している場合が多く、次の施策に取り組んでいくことにした。

児童虐待に対応する関係機関の連携を深めるため、児童福祉法上、地方公共団体に設置の努力義務が課せられている「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」のより一層の機能強化を図る。

本施策により、関係機関間の連携が深まり、情報共有が徹底されることで、児童虐待の早期発見、早期対応につながり、児童虐待が減少することが期待される。

・ 子ども・若者支援地域協議会の積極的促進

平成 21 年 7 月に成立し、平成 22 年 4 月に施行された「子ども・若者育成支援法」において、ニートやひきこもり等、困難を有する子ども・若者に対して関係機関等が行う支援を適切に組み合わせるため、「子ども・若者支援地域協議会」の設置が地方公共団体の努力義務とされた。このため、構成員から、子ども・若者支援地域協議会の設置を促進していく旨の提案がなされた。

【提案機関・団体】

内閣府

これらの提案の趣旨を踏まえると、構成員の中には、その地域における団体が、子ども・若者支援地域協議会に参画する可能性がある団体が多く、ニートやひきこもり等、困難を有する子ども・若者に対して効果的に支援を行っていくためには、これらの団体が連携していくために子ども・若者支援地域協議会を設置し、活用を図っていくことが重要であり、次の施策に取り組んでいくこととした。

ニートやひきこもり等、困難を有する子ども・若者への支援を行う関係機関の連携を深めるため、子ども・若者育成支援推進法において地方公共団体に設置の努力義務が課せられている「子ども・若者支援地域協議会」の設置を積極的に促進する。

本施策により、ニートやひきこもり等、困難を有する子ども・若者への支援を行う関係機関・団体の連携が深まり、支援を必要とする若者に適切に支援が行われるようになり、ニートやひきこもり等が減少することが期待される。

○ 子どもを見守り育てる活動の普及啓発

- ・ 「子どもを見守り育てる取組事例集」（仮称）の作成

子どもを見守り育てる活動を活性化するためには、連携事例のタイムリーな情報提供等により、様々なレベルで重層的なネットワークの構築を実行ベースで進めることが重要であるとの提案が多く、構成員からなされた。

本提案の趣旨を踏まえ、次の施策に取り組んでいくこととした。

子どもを見守り育てる特色ある事例について事例集「子どもを見守り育てる取組事例集」（仮称）を作成し、インターネット上で公表する。

本施策により、今後の各方面におけるネットワーク活動の展開をタイムリーにフィードバックすることで、改善提案や工夫が相乗的に加えられていくことが期待される。

- ・ シンポジウム「子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けて」（仮称）の開催

子どもを見守り育てる活動を活性化するためには、活動の意義や具体的な活動内容等に関する情報発信の機会を設け、国民の意識啓発を図っていくことが重要であるとの提案が多く、構成員からなされた。

本提案の趣旨を踏まえ、次の施策に取り組んでいくこととした。

子どもを見守り育てる特色ある事例を紹介するため、シンポジウム「子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けて」（仮称）を開催する。

本施策により、社会全体で子どもを見守り育てる活動に対する理解が深まり、各地域において、子どもを見守り育てる活動が充実することが期待される。

- ・ 調査研究の推進

様々な団体が子どもを見守り育てる活動に取り組む中、それぞれの立場から子どもの実態把握や子どもの抱える問題の対応や解決を検討する調査研究がなされていること

が確認された。これらの調査研究の意義を高めていくためには、各団体の行う調査研究をそれぞれが把握するとともに、連携の方法を模索し、具体的な活用へとつなげていかなければならない。そのため、各団体の調査研究を有機的に結びつけるとともに、新たに顕在化してくる子どもの悩みについて、調査研究を推進していくべきことが提案された。

【提案機関・団体】

文部科学省、全国連合小学校長会、全国高等学校長協会、全国定時制通信制高等学校長会

これらの提案の趣旨を踏まえ、次の施策に取り組んでいくこととした。

今後顕在化していく子どもの悩みについて、調査研究を推進する。

本施策により、時代や社会環境を背景として、今後顕在化していく子どもの悩みについて調査研究が推進され、より子どものニーズや子どもの状況を踏まえた教育活動を行うことが可能になることが期待される。

推進宣言3：子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくる

- ・ 子ども居場所ネットワーク地域協議会の設置

子どもたちが過ごす居場所は学校だけでなく、放課後子ども教室や放課後児童クラブ、児童館を始めとする子どもたちが放課後を過ごす居場所、適応指導教室やフリースクールなど不登校児童生徒にとっての居場所等、様々なニーズに応じた居場所づくりの活動が進められている。また、虐待を受けた子どもたちの保護や、地域における活動の機会の提供を通じた子どもの非行防止が行われているところである。

このような中、学校関係者と学校外で居場所を提供する団体等の連携の充実や情報共有、子どもの最善の利益の観点に立った取組が必要であるとの提案がなされた。

【提案機関・団体】

全国学童保育連絡協議会、フリースクール全国ネットワーク

本提案を踏まえると、子どもたちが様々な場所を居場所として過ごす中、それぞれの居場所における子どもたち一人一人の様子を、居場所を提供する機関・団体がお互いに情報共有し、把握することを通じて、子どもに対するより効果的な指導や支援を行うことができる。また、子どもの意思やニーズをお互いに把握することで、一人一人の子どもの個性に応じた支援が可能になる。そのためには、行政区よりも細やかな地域単位ごとに、各地域において子どもたちの居場所となっている機関や団体や学校が一堂に会し、個人情報守秘義務に配慮した上での情報共有や、子どもの立場に立った行動連携を図る地域の組織的枠組を整えていくことが望ましく、次の施策に取り組んでいくこととした。

各地域において子どもの居場所となっている機関・団体相互の情報共有、行動連携の充実を図るため、各地域において「子ども居場所ネットワーク地域協議会」の設置を推進する。

本施策により、子どもの居場所づくりに取り組む機関・団体が有機的に連携し、子どもを学校と地域とで一貫して見守り育てることができるようになり、子どものニーズや状況により即した支援活動が可能になることが期待される。

・ 子どもたちの居場所づくりに対する支援の充実

前述のとおり、地域において、子どもの居場所を提供する様々な活動が様々な機関や団体によって提供されている。子どもたちが安心して過ごせる居場所を増やし、悩みを受け止めていくためには、これらの居場所づくりの活動を支援していく必要があるとの提案が複数の構成員よりなされた。

【提案機関・団体】

厚生労働省、全国連合小学校長会、全国学童保育連絡協議会、フリースクール全国ネットワーク

これらの提案の趣旨を踏まえ、次の施策に取り組んでいくこととした。

放課後や週末等における子どもたちの居場所や、様々な背景を持つ子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくるための取組に対する支援の充実を図る。

本施策により、子どもたちのニーズに合った居場所づくりが各地域において促進されることが期待される。

推進宣言4：子どもたちと地域の人が触れ合う機会をつくる

・ 広報啓発活動の推進

放課後子ども教室や放課後児童クラブ、児童館等における放課後の子どもたちと地域の人との触れ合い、体験活動の機会の提供や地域における子どもと地域の人とが触れ合うイベントの実施、非行防止等に向けた問題を抱えた子どもとの触れ合い等、各地域において、地域独自の活動として、子どもたちと地域の人とが交流する様々な活動が行われている。しかしながら、それらの活動が十分に知られていない実態もあり、活動団体や活動内容の周知を徹底する必要性について提案がなされた。

【提案機関・団体】

文部科学省、厚生労働省、児童健全育成推進財団、日本青年会議所

これらの提案の趣旨を踏まえ、次の施策に取り組んでいくこととした。

各地域において、子どもたちや地域の人とが利用しやすい環境をつくるため、子どもたちと地域の人とが触れ合う機会を提供している団体、活動内容の広報啓発を行う。

本施策により、子どもたち及び地域住民双方にとって、子どもたちと地域の人とが触れ

合う活動に参加しやすくなり、参加者が増えることによって、活動が活性化し、地域の中で子どもが育つ環境を整えることが期待される。

- ・ 子どもたちと地域の人が触れ合う機会の増加に向けた支援の充実

前述のとおり、地域において、子どもたちと地域の人が触れ合う機会が様々な機関や団体によって提供されている。子どもたちが悩んでいるときに一人で苦しまず、悩みを打ち明けて安心して成長していくことができるためには、子どもたちが仲間同士や地域の人と触れ合う機会を増やしていくことが必要であり、そのために一層の支援を要するとの提案が複数の構成員よりなされた。

【提案機関・団体】

厚生労働省、全国連合小学校長会、全国学童保育連絡協議会、全国少年警察ボランティア協会

これらの提案の趣旨を踏まえ、次の施策に取り組んでいくこととした。

子どもたちと地域の人が触れ合い、地域の中で子どもが育つ取組に対する支援を一層充実させる。

本施策により、子どもたちと地域の人が触れ合う機会が増え、地域全体で子どもを見守り育てる環境が育成されることが期待される。

推進宣言5：家庭教育への支援を行う

- ・ 広報啓発活動の推進

既存の取組では、数多くの機関・団体が、家庭の悩みの相談に応じるチャンネルを有し、相談活動を行ったり、親同士の交流や子育てについて学習する場を設けたりしていることが確認された。しかしながら、それらの活動が十分に知られていない実態もあり、活動団体や活動内容の周知を徹底する必要性について提案がなされた。

【提案機関・団体】

文部科学省

これらの提案の趣旨を踏まえ、次の施策に取り組んでいくこととした。

各地域において、家庭教育への支援を行っている団体、活動内容の広報啓発を行うとともに、家庭教育の大切さについての国民の更なる理解を促進する。

本施策により、家庭教育への支援を行っている団体及びその活動内容が周知され、子育てや家庭教育に悩みを持つなど支援を必要とする保護者に情報が届き、不安の軽減につながるるとともに、家庭教育の大切さに対する社会全体の意識が向上し、子どもを家庭や地域で責任を持って見守り育てるようになることが期待される。

- ・ 家庭教育支援チームの組織化等による家庭の教育力向上の推進

前述のとおり、様々な機関・団体が家庭教育を支援する活動をしていることが確認された。学校・家庭・地域社会が連携して子どもを見守り育てていくためには、学校だけに任せるのではなく、個々の家庭での教育の充実を図る必要があり、社会全体で家庭教育への一層の支援を行う必要があるとの提案が複数の構成員からなされた。

【提案機関・団体】

文部科学省、全国学童保育連絡協議会、全国少年警察ボランティア協会、スクールカウンセリング推進協議会、フリースクール全国ネットワーク

これらの提案の趣旨を踏まえると、子育て経験者や民生委員・児童委員等の地域人材や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的人材で構成する家庭教育支援チームを設置し、組織的に家庭教育支援を行う等、様々な家庭の状況や地域の実情に合わせた支援の取組がなされる必要があり、そのため、次の施策に取り組んでいくこととした。

すべての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、家庭教育を支援する人材の養成や、家庭教育支援チームの組織化などによる保護者への学習機会等の提供や相談体制の充実等、家庭の教育力向上に向けた各地域の取組が、関係団体等との連携により実施されるよう推進する。

本施策により、家庭教育を支える地域の人材が育成されるとともに、チームによる支援ネットワークにより、家庭と地域とのつながりづくりや状況に応じた相談体制の充実が図られ、すべての親が安心して家庭教育を行うことができる体制が整えられることが期待される。

- ・ 家庭教育を支援する地域の取組の活性化

前述のとおり、様々な団体が様々な家庭教育支援の取組を行っているところであるが、その取組状況には地域によって差が生じており、すべての地域において、その実情に応じた家庭教育支援の取組がより活性化されることが必要である。そのため、効果的な取組事例を活用した研究協議等を進め、その成果を普及することが構成員より提案された。

【提案機関・団体】

文部科学省

本提案の趣旨を踏まえ、次の施策に取り組んでいくこととした。

家庭教育支援に関するより効率的な研究及びその成果の普及を通じて、各地域における取組の活性化を図る。

本施策により、家庭教育支援の効率的・効果的な方法が普及し、各地域における家庭教育支援の取組が活発になることが期待される。

・ 生徒指導と家庭教育支援の連携強化による相談体制の充実

少子化、核家族化、ひとり親家庭の増加など家庭環境の変化や地縁的なつながりの希薄化などを背景として、家庭の教育力の低下が指摘されるとともに、いじめ、不登校、児童虐待相談件数の増加といった子どもや家庭をめぐる問題が依然として複雑化・深刻化している。こうした中、日頃からの状況把握や問題の未然防止、早期対応のため、学校における生徒指導・教育相談の充実と地域人材を活用した家庭教育支援施策の連携を強化し、学校・家庭・地域が協力して、子どもや家庭をめぐる状況把握や相談体制の充実を図ることが必要であるとの提案がなされた。

【提案機関・団体】

文部科学省、日本臨床心理士会、スクールカウンセリング推進協議会

本提案の趣旨を踏まえると、現在、学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門の人材を活用し、教育相談体制の充実を図っているところであるが、問題行動等の未然防止や早期対応のためには、保護者等との日常的な触れ合いや気軽な相談等、学校外での状況把握も有効であることから、実情に応じて、家庭教育の支援を担う子育てサポーターリーダーや民生委員・児童委員、NPO等の地域人材の校内の支援体制への活用や連携を図ることも重要であることから、次の施策に取り組んでいくこととした。

学校における生徒指導・教育相談と親に対する家庭教育支援に関する取組との連携を強化し、学校・家庭・地域が協力して子どもや家庭への相談体制の充実を図る。特に、両分野におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的人材、子育てサポーターリーダーや民生委員・児童委員、NPO等の地域人材の活用・連携を推進する。

本施策により、生徒指導と家庭教育支援の連携が図られることで、校内・校外を通じた子どもや家庭への相談体制が強化され、学校・家庭・地域が協力して、子どもの見守り育てることが可能になることが期待される。

3. 行動計画の今後の実施の在り方

「子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けた行動計画」は、子どもを見守り育てる活動をしている様々な構成員の総意として取りまとめたものであり、子どもたちが一人で悩んだり苦しんだりせず、安心して成長していくことができるようにするために、行政と民間団体が共同して、行動計画を着実に進めていく必要がある。

そのため、各構成員において、引き続き取り組む施策を推進するとともに、連携強化のため今後新たにに取り組む施策については、早急に着手可能などころから取り組んでいくものとする。また、引き続き取り組む施策については、その効果を検証しつつ、他の機関や団体との連携も含め、見直しを加えていくことも、効率的・効果的な推進の観点から必要である。

以上から、「子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けた行動計画」の見直しを含めた対策の進行管理を、子どもを見守り育てるネットワーク推進会議において行うものとする。